

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月11日

独立行政法人労働者健康安全機構
契約担当役 理事 久知良 俊二

1 工事概要

- (1) 工事名 旧日本バイオアッセイ研究センター焼却炉解体工事
- (2) 工事場所 神奈川県秦野市平沢2445番地
- (3) 工事内容 本工事は、旧日本バイオアッセイ研究センターに設置されている焼却炉を解体撤去する工事である。

(ア) 建物

- (a) 焼却炉建屋 取り壊し一式
鉄骨造 地上1階建
建築面積 66 m²

(イ) 工作物

- (a) 焼却炉 取り壊し一式
火格子面積 1.9 m²
焼却能力 175 kg/時間
燃焼室容積 2.34 m³
- (b) 煙突 取り壊し一式
高さ 9.915m
口径 φ570 mm

- (4) 工期 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 本工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は入札説明書による。
週休2日促進工事（発注者指定方式）※国土交通省営繕工事における週休2日促進工事に準ずる
- (6) 本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達(平成16年4月1日達第37号 令和4年3月31日達第5号改正)」に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回った価格をもって契約する場合は、監理（主任）技術者とは別に同一の資格（工事経験を除く）を有する技術者の配置をすること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省 令和7・8年度有資格者名簿[建設工事]のうち〔関東甲信越地域〕における〔解体〕の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律

第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

- (3) 厚生労働省の建設工事に係る令和 7・8 年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築工事の総合評点が 950 点未満であること((2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の建築工事の総合評点が 950 点未満であること)。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した焼却炉解体工事の実績を有すること。
- (6) 平成 23 年 4 月 1 日以降の焼却炉解体工事において、現場の管理を行った実績を有する監理(主任)技術者を配置できること。また、監理技術者はア、主任技術者はイの要件を満たすこと。なお、監理技術者は発注者から直接請負う建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が 5,000 万円以上の場合に配置すること。主任技術者は監理技術者を配置しない場合に配置すること。監理(主任)技術者の専任の要否は関係法令による。配置予定の監理(主任)技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する資料を提出すること。
 - ア 以下の①及び②から④のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①監理技術者証を有し、監理技術者講習を受けていること。
 - ② 1 級土木施工管理技士、1 級建築施工管理技士、技術士(建設部門 鋼構造及びコンクリート)等の許可業種に対応するいずれかの資格を有すること。
 - ③許可業種に対応する建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し 2 年以上の指導監督的な実務の経験を有すること。
 - ④国土交通大臣が②、③と同等以上の能力を有するものと認定した者であること。
 - イ 以下の①から④のいずれかの要件を満たすこと。
 - ① 1 級又は 2 級土木施工管理技士、1 級又は 2 級建築施工管理技士等の許可業種に対応するいずれかの資格を有すること。
 - ②各建設業の指定学科(建設業法施行規則第 1 条により定められる建設業別の学科)の卒業及び各単一の建設業の種類における実務経験を、大学若しくは高等専門学校卒は 3 年以上、高等学校若しくは中等教育学校卒は 5 年以上有する者であること。
 - ③許可業種に対応する建設工事に関し 10 年以上の実務の経験を有する者であること。
 - ④国土交通大臣が①から③と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下

「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から「独立行政法人労働者健康安全機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成7年3月1日付け労働福祉発第350号平成15年8月1日改正)」に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

3 入札手続等

(1) 担当部課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号
独立行政法人労働者健康安全機構 事務管理棟2階
独立行政法人労働者健康安全機構 経理部契約課契約班
電話 044-431-8634
メールアドレス keiyaku@m.johas.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所、方法及び条件

ア 交付期間

令和8年6月11日から令和8年7月30日までの午前10時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。))。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

イにより直接、交付を受ける方法の他、メールまたは郵送により交付する。

メールにより交付を希望する場合は、(1)のメールアドレスに当該調達案件名を記載し、送付すること。

郵送による交付を希望する場合は、イあてに「旧日本バイオアッセイ研究センター焼却炉解体工事入札説明書交付希望」と封筒に朱書きし、送付先(住所、法人名、担当者名、連絡先のわかるもの)、担当者の名刺及び簡易書留料金相当額の郵便切手を同封し、アの交付期間内に必着するよう送付すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和8年6月11日から令和8年6月25日まで休日を除く毎日、午前10時から午後5時までに(1)に持参すること。ただし、郵送(書留郵便又は宅配便)の場合は必着とする。

(4) 入札書受領期限及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

ア 入札書受領期限は、令和8年8月5日 午後1時30分

イ 開札は、令和8年8月5日 午後2時

独立行政法人労働者健康安全機構会議室にて行う。

ウ 入札書の提出は、(1)まで持参すること。ただし、郵送(書留郵便又は宅配便)の

場合は必着とする。電送によるものは受け付けない。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除。

イ 契約保証金 請負代金の 10 分の 1 以上

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第 42 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 手續における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1) に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 本工事の施工に当たる者は警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人労働者健康安全機構発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

(13) 詳細は、入札説明書による。